

広島県教育委員会告示第六号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第四条第三項の規定により、次のとおり広島県重要文化財の指定が解除された。

平成十九年十二月二十七日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

種別	名称	員数	所在地	所有者	指定年月日	解除年月日
建造物	常称寺本堂	一棟	尾道市西久保町五四六番地一	宗教法人常称寺	平成六年一〇月三日	平成一九年二月四日
建造物	常称寺観音堂	一棟	尾道市西久保町五四六番地一	宗教法人常称寺	平成六年一〇月三日	平成一九年二月四日
建造物	常称寺薬医門	一棟	尾道市西久保町五四六番地一	宗教法人常称寺	平成六年一〇月三日	平成一九年二月四日
建造物	常称寺大門	一棟	尾道市久保二丁目五四六番地一	宗教法人常称寺	平成六年一〇月三日	平成一九年二月四日